

# 送配電部門の情報公表マニュアル

北海道電力株式会社

# 送配電部門の情報公表マニュアル

平成16年12月22日制定  
平成17年 4月 1日施行  
令和元年 7月 1日改定（第6次改正）  
（所管） 工 務 部

## （目 次）

1. 目的 .....	1
2. 適用範囲 .....	1
3. 用語の定義 .....	1
4. 情報の公表および保護.....	1
別表1 送配電部門が公開する情報および手段, 時期.....	2
別表2 送配電部門が個々の要請に応じて提示する情報および窓口, 手段, 時期.....	4

## 送配電部門の情報公表マニュアル

### 1. 目的

このマニュアルは、当社の送配電部門（以下、「送配電部門」という。）が、送配電部門における電力系統の利用に資する情報（以下、「情報」という。）の公表について具体的事項を定め、電力系統を利用するすべての事業者および需要者に対して、公平性・透明性を確保することを目的とする。

### 2. 適用範囲

このマニュアルは、送配電部門による情報の公表に適用する。

### 3. 用語の定義

このマニュアルに使用する主な用語の定義は、次による。

- (1) 「公開」とは、一般に公開されているホームページや配布物等により、広く一般に情報を提供することをいう。
- (2) 「提示」とは、情報公表を求める個々の要請に応じて、身元確認等のうえ、個々に示し説明することをいう。
- (3) 「公表」とは、公開および提示の総称をいう。

### 4. 情報の公表および保護

- (1) 送配電部門は、別表1に示す情報を、送配電部門の公平性・透明性を確保するため公開する。
- (2) 送配電部門は、別表2の系統アクセス情報等について、系統接続を検討している事業者から系統利用検討の目的のために情報提示の要請があった場合、保有している情報を、当該要請者に提示する。ただし、提示にあたっては、次の措置を行う。
  - a. 要請者の身元確認および秘密保持誓約書の提出  
送配電部門は、情報の提示にあたって、情報の第三者への漏洩および目的外の使用により電力の安定供給に重大な影響を与える可能性のある場合または送配電部門の業務運営に支障が生じる可能性がある場合には、当該要請者と協議のうえ、必要に応じて要請者の身元確認のための「印鑑証明書」等の提示や秘密保持誓約書の提出を求める。
  - b. 使用目的の詳細（発電所建設の計画内容など）の確認
- (3) 送配電部門は、次に掲げるものについて公表しない。
  - a. 国や地方公共団体の重要な機能の喪失に繋がるおそれがあるもの
  - b. 特定の電力の供給契約に係る契約条件等に関するもの
- (4) 送配電部門は、情報の提示を求める個々の要請について、提示できない場合、その理由を説明する。

別表1 送配電部門が公開する情報および手段、時期

情報項目	公開の手段	公開時期
(a) 送配電部門の系統ルール <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 系統計画策定マニュアル</li> <li>・ 系統アクセスマニュアル</li> <li>・ 系統運転・操作マニュアル</li> <li>・ 需給・周波数調整マニュアル</li> <li>・ 系統電圧潮流調整マニュアル</li> <li>・ 停電作業手続き運用マニュアル</li> <li>・ 配電設備の形成・運用マニュアル</li> <li>・ 送配電部門の情報公表マニュアル</li> </ul>	当社のホームページ	都度
(b) 系統の空容量等に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 系統の空容量等に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図（特別高圧以上）<sup>(※1)</sup></li> </ul>	同上	同上
(c) 流通設備計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流通設備建設計画<sup>(※2)</sup></li> </ul>	同上	同上
(d) 需要及び送配電に関する情報 <sup>(※3)</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地点別需要，系統潮流実績（変電所単位かつ1時間単位）</li> <li>・ 系統構成，予想潮流（1年度目，5年度目）</li> <li>・ 送電線の投資・廃止計画（10年間）</li> <li>・ 送電線の作業停止計画（年間計画2年分，過去計画1年分以上）</li> <li>・ 送変電設備のインピーダンス（ループ系統のみ）</li> </ul>	同上	1年毎
(e) 需給関連情報（需給予想） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 供給区域の需要電力                      翌日：翌日の最大時需要電力と予想時刻                      当日：当日の最大時需要電力と予想時刻</li> <li>・ 供給区域の最大需要電力に対する供給電力                      翌日：翌日の供給電力                      当日：当日の供給電力</li> </ul>	同上	翌日：前日 18 時頃 当日：当日 9 時頃
(f) 需給関連情報（電力使用状況） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 供給区域の需要電力の現在値</li> <li>・ 供給区域の当日および前日<sup>(※4)</sup>の需要実績カーブ</li> <li>・ 供給区域の当日の最大電力実績と発生時刻</li> </ul>	同上	都度
(g) 需給関連情報（需給実績） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 供給区域の需要実績（1時間値）</li> <li>・ 供給区域の供給実績（電源種別、1時間値）</li> </ul>	同上	四半期毎
(h) 再生可能エネルギーの接続・申込状況に関する情報 <sup>(※5)</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光発電の接続・申込状況<sup>(※6)</sup><sup>(※7)</sup></li> <li>・ 風力発電の接続・申込状況<sup>(※7)</sup></li> <li>・ バイオマス発電の接続・申込状況</li> <li>・ 水力発電（揚水を除く）の接続・申込状況</li> <li>・ 地熱発電の接続・申込状況</li> </ul>	同上	1か月毎

別表1 送配電部門が公開する情報および手段、時期（続き）

情報項目	公開の手段	公開時期
(i)再生可能エネルギーの出力抑制の実施状況に関する情報 (※8) ・出力制御が行われた日、時間帯 ・その時間帯ごとに抑制の指示を行った出力の合計 ・理由（「下げ調整力不足」などの要因）	当社のホームページ	出力制御が行われた日の属する月の翌日

※1 系統情報ガイドラインによる。

※2 最新の供給計画において記載されているものとする。

※3 187kV以上の系統について公開する。187kV未満の地点別の需要及び潮流については、変圧器2次側母線単位で集約する。

※4 過日分の参考日を対象として表示する場合もある。

※5 接続検討申込量、接続契約申込及び連系承諾済の合計量、接続済の量

※6 10kW未満と10kW以上に区分する。

※7 当社は指定電気事業者であり、指定ルール事業者のみ無制限・無補償の抑制となるため、接続契約申込及び連系承諾済の合計量、接続済の量の内訳として指定ルール（無制限・無補償）の量を掲載

※8 公表する事項は、「FIT法施行規則（平成24年6月18日経済産業省令第46号）」に準ずる。

別表2 送配電部門が個々の要請に応じて提示する情報および窓口、手段、時期

情報項目	提示窓口	提示の手段	提示時期
(a) 送配電線等の事故状況※1 (設備名、発生時刻、復旧状況、原因)	※2	電話による説明等	都度
(b) 系統アクセス情報 (特別高圧) ・地内系統の系統図 (送電容量、バンク容量を含む) ・地内系統の予想・実績潮流図 ・地内系統の作業停止計画・作業実績 ・地内系統の系統技術に係わる諸データ・設備定数 (送電線・変圧器の電圧やインピーダンス等)、短絡容量、系統保護継電器の設置状況 ・地内系統の送変電設備計画 ・地内系統の停電実績	・小売供給を行う相手方が北海道電力以外または未定の場合、業務部託送サービスセンター ・上記以外の場合、支店業務部またはネットワークセンターにて受け付けし、送配電部門にて対応	窓口での説明等	同上
(c) 系統アクセス情報 (高圧) ・配電系統図 (配電線および変圧器の容量を含む) ・希望配電線 (系統連系希望者が連系を希望する配電線をいう。以下、本表において同じ。)の潮流 (予想および実績) ・希望配電線の設備定数 (配電線・変圧器等の電圧、インピーダンス等)、短絡容量、系統保護リレーの設置状況その他配電設備への連系の技術検討に係る情報 ・希望配電線の配電設備計画 ・希望配電線の停電実績 (但し、停電発生時に当社のウェブサイト等で公表する情報を除く)	同上	同上	同上
(d) 系統連系希望地点付近の状況がわかる系統図	※3	同上	同上

※1 送配電線等の事故状況については、社会的影響の大きな停電事故等が発生した場合、上表によらず当社広報部門を通じて、報道機関等に公表する場合がある。

※2 情報項目 (a) の提示窓口および要請者

要請者	提示窓口	
	特別高圧	高圧 (33kV配電線を含む)
小売供給を行う相手方が北海道電力以外または未定の事業者	業務部託送サービスセンター	
発電者・需要者	給電協定書または給電申合せ書に定める箇所	管轄の支店業務部またはネットワークセンター ただし、系統運用に係わる指令・操作の場合は、配電線連系協定書または操作申合せ書に定める箇所

※3 情報項目 (d) の提示窓口

特別高圧	高圧 (33kV配電線を含む)
工務部 電力システムグループ	連系希望地点の設備を管轄する支店配電部またはネットワークセンターの配電部門